

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金  
(地域における地球温暖化防止活動促進事業)  
公募要領

令和2年4月  
一般社団法人地球温暖化防止全国ネット

一般社団法人地球温暖化防止全国ネット（以下「全国ネット」という。）では、環境省から令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域における地球温暖化防止活動促進事業）の交付決定を受け、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号、以下「温対法」という。）第38条に基づく地域地球温暖化防止活動推進センター（以下「地域センター」という。）の事業に対する補助金を交付する事業を実施することとしています。

本補助金の概要、対象事業、応募方法及びその他の留意事項を本公募要領に記載していますので、応募申請される方は、本公募要領を熟読してください。

なお、補助事業として採択された場合には、令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域における地球温暖化防止活動促進事業）交付規程（以下「交付規程」という。）に従って手続等をしていただきます。

## 補助金の応募申請をされる皆様へ

### 補助金の適正な執行について

本補助金については、国庫補助金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められており、当然ながら、全国ネットとしましても、補助金に係る不正行為に対しては厳正に対処します。

従って、本補助金に対し応募の申請をされる方、申請後、採択が決定し補助金の交付決定を受けられる方におかれましては、以下の点につきまして、十分ご認識された上で、応募申請をしていただきますようお願いいたします。

- 1 応募申請者が全国ネットに提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。応募書類に虚偽の内容を記載した場合、事実と異なる内容を記載した場合は、事業の不採択、採択の取消、交付決定の取消、補助金の返還等の措置をとることがあります。
- 2 全国ネットから補助金の交付決定を通知する前において発注等を行った経費については、本補助金の交付対象とはなりません。
- 3 補助事業の適正かつ円滑な実施のため、その実施中又は完了後に必要に応じて現地調査等を実施します。
- 4 補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）の第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。
- 5 本補助金の応募ができる者は、別紙に示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であることとします。

### 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策について

新型コロナウイルス感染症防止対策の観点から、交流型のイベント等は中止や延期となる可能性があります。そのため、今年度の本事業の実施計画の策定にあたりましては、イベント形式によらない普及啓発の方法（WEBや地域メディア等を活用して体験型の要素を組み入れる等の工夫をしたもの）を検討・計画されることを推奨いたします。また、事業計画の検討及び実施に当たっては、「3. 留意事項等について」（P1）に記載の内容について配慮してください。

## **【本補助金公募に係る重要事項】**

### **1 補助率について**

今年度の補助事業における補助率は「9/10」です。地域センターの指定を行った都道府県又は政令指定都市等（以下、「指定自治体」という。）の区分に応じた額に、別表第3に示す審査結果に応じた係数を乗じた額を基準額とし、補助対象経費と基準額を比較して少ない方の額に補助率（9/10）を乗じたものが、補助金所要額となります。補助金所要額の具体的な算定方法は、別表第2を参照してください。

### **2 指定自治体による評価について**

今年度の補助事業の応募申請では、今年度の事業計画の審査に、前年度の完了実績報告書を基に指定自治体による評価を受けたものを加算したものを審査結果とします。審査基準については別添1、指定自治体による評価については別表第3を参照してください。なお、指定自治体による評価は、応募申請書類として提出していただきます。

### **3 PDCA サイクルの強化**

本補助事業では、PDCA サイクルの推進による事業の継続的な改善を重視しています。つきましては、以下への取組をお願いします。

#### **(1) PDCA 実施ガイドラインに沿った事業実施**

以下のガイドラインに沿って事業を進めてください。

<別添資料1：地域における地球温暖化防止活動に係るPDCA実施ガイドライン>

- ・ 事業のPLAN（計画）・DO（実行）・CHECK（評価）・ACTION（改善）を実施し、事業を高度化する手法をまとめています。

#### **(2) 事業計画・取組の高度化**

本補助事業の審査においては、事業計画を重視しています。

事業計画の策定に際しては、以下の参考資料をご参照ください。

<別添資料2：地域における地球温暖化防止活動に係るPLAN集>

- ・ テーマ毎に、「誰に、何を、いつ、どのように」訴求するべきか、データに基づいた効果的な計画立案方法をまとめています。

<別添資料3：地域における地球温暖化防止活動に係る優良事例集>

- ・ PDCAの観点を含め、取組に工夫がみられた事業を紹介しています。

### **4 特別提案事業の創設**

より先進的な取組の創出を後押しする観点から、「特別提案事業」を創設します。

特別提案事業の採択を希望する者は、応募申請時に特別提案事業に係る事業計画を併せ

て提出してください。

応募申請内容に対する別表第3に示す審査結果がA評価であって、特別提案事業の要件を満たした場合は、特別提案事業の実施費用として、補助対象経費を加算します。

詳細は、【特別提案事業の内容・応募方法等 (P3)】をご参照ください。

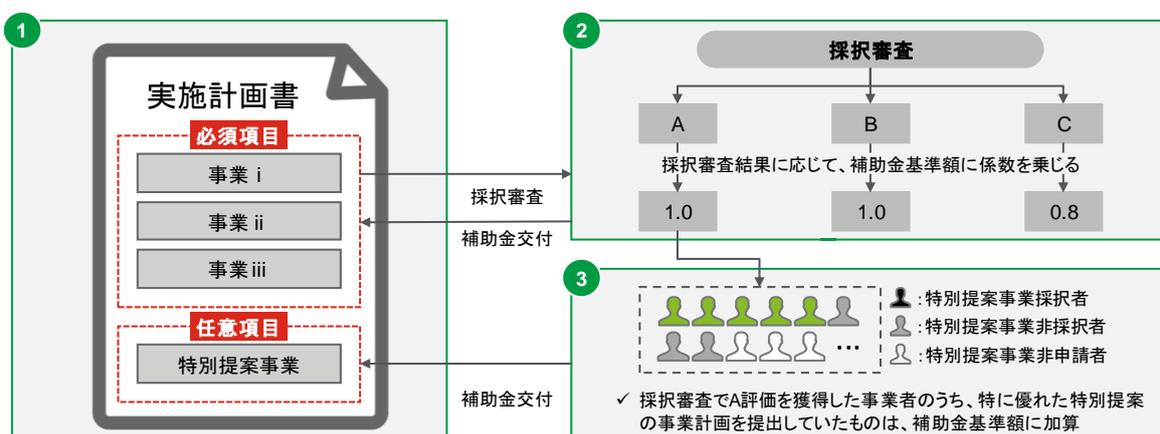


図 特別提案事業の考え方

## 目 次

	頁
1. 事業の目的	1
2. 補助事業の内容	1
3. 留意事項等について	1
4. 補助金の交付方法等	5
5. 応募方法等	9
別表第1 補助対象経費	11
別表第2 補助金所要額の算定方法	11
別表第3 審査結果に応じた評価について	11
別紙1 補助対象経費の内容	12
別紙2 暴力団排除に関する誓約事項	13
別紙3 補助事業における利益等排除について	14
別紙4 事業実施スケジュール	15
別添1 審査基準及び採点表	16

## 1. 事業の目的

### ○事業の目的

本事業は、地域センターが実施する、温対法第 38 条に基づく事業であって、エネルギー起源二酸化炭素の排出の抑制に資する事業を実施することを目的としています。

## 2. 補助事業の内容

### (1) 対象となる補助事業の内容及び要件

- ア 地域センターが実施する、温対法第 38 条に規定された役割であり、エネルギー起源二酸化炭素の排出の抑制を行う事業であること。
- イ 温対法第 38 条に沿って、「COOL CHOICE」の普及や推進等に協力すること。また、持続可能な社会づくりに向けた、効果的かつ自発的な行動変容やワークスタイルの選択を促す取組の拡大・定着を図る内容が含まれていること。

### (2) 本補助金の応募申請者

本補助金に応募申請できる者は、地域センターとします。

### (3) 補助対象経費

事業に要する経費は、別表第 1 の「2 補助対象経費」の欄に定める経費であって、補助事業に使用されたことが証明できる経費に限ります。

### (4) 補助金所要額

別表第 2 に定める「補助金所要額の算定方法」で算出された額とします。

### (5) 事業実施期間

補助事業の実施期間は、交付決定の日から令和 3 年 2 月末日までとします。

## 3. 留意事項等について

### ○留意事項 1

#### 感染症予防の観点からの配慮等について

事業計画及び実施に当たっては、その方法や内容に応じて、開催時期や条件（密閉空間・密集場所・密接場面を避ける）等、政府や地方自治体から発表される最新の方針等を踏まえて必要な対応をしてください。具体的には、応募に係る実施計画書(様式第 2-1)「効果的な実施のための工夫」の欄に、以下の 2 点を記載してください。

- ① 感染症拡大予防に係る具体的対策
  - ② 当該事業を延期・中止せざるを得なくなった場合の対応策・代替手段
- また、個別事業の実施に関する検討状況について報告をお願いする場合があります。

○留意事項 2

**本補助金の執行について**

補助金の執行に当たっては、法律及び交付要綱等の規定により適正に行っていただく必要があります。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下適正化法）という。）の規定によるほか、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域における地球温暖化防止活動促進事業）交付要綱（平成 26 年 4 月 1 日付け環地温発第 14040122 号）、地域における地球温暖化防止活動促進事業実施要領（平成 26 年 4 月 1 日付け環地温発第 14040123 号）及び交付規程に定めるところに従い実施していただきます。

万が一、これらの規定が守られず、全国ネットの指示に従わない場合には、交付規程に基づき交付決定の取消しをすることもありますので、この点について十分ご理解いただいた上で、応募してください。

- ・事業開始は、交付決定日以降となります。
- ・これらの義務が十分果たされないときは、全国ネットより改善のための指導等を行うとともに、事態の重大なものについては交付決定を取り消すこともあります。

**(補助事業の要件)**

- ア 事業実施に係る二酸化炭素削減量等の効果を把握し、全国ネットの求めに応じてこれらの情報を提供するとともに、事業の進捗状況を全国ネットへ適宜報告すること。
- イ 補助事業者の管理・責任の下、事業期間中に円滑に補助事業を行うための能力・実施体制が構築されており、経理的基礎を有していること。
- ウ 本補助金の補助により実施する事業について、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに適正化法第 2 条第 4 項第 1 号に規定する給付金及び同項第 2 号に掲げる資金を含む。）を受けていないこと。
- エ 地球温暖化対策等についての広報・啓発活動（温対法第 38 条第 2 項第 1 号前段）に係る事業については、以下のとおり実施すること。
  - ・ 別添資料 1（地域における地球温暖化防止活動に係る PDCA 実施ガイドライン）に沿って事業を実施すること。
  - ・ 別添資料 2（地域における地球温暖化防止活動に係る PLAN 集）、別添資料 3（地域における地球温暖化防止活動 優良事例集）も参考に、訴求テーマに応じた適切なメッセージ、時期、主要な訴求対象、訴求方法を検討し、効果的な実施に努めること。
- オ 別添資料 4 の情報発信型（能動型）及び双方向体験交流型に該当する事業については、別添 6-1（会場アンケート実施概要）に基づき、アンケート調査を実施し、その集計結果を事業実施から 1 ヶ月以内（期限は 3 月 10 日）に全国ネットに提出すること。ただし、アンケートにメールアドレスの記入があるアンケート票については、追加アンケート調査に活用するため、事業実施後 2 週間以内に全国ネットに提出すること。
- カ 別添資料 4（訴求手法のカテゴリー）における情報発信型（受動型）のラジオに該当する事業については、別添 5-2（地域アンケート設問集）、別添 6-2（地域アンケート実施概要）を参考に、アンケート調査会社等を活用したインターネットアンケ

- ートにより、リスナーの普及啓発効果の検証を1回以上行うこと。加えて、検証結果は、令和2年12月までに全国ネットに提出すること。
- キ PDCAシートを、手順書に従い、令和2年7月、10月及び令和3年1月に全国ネットに提出すること（別添7（PDCAシート提出概要））。
- ク 補助事業に係るヒアリング等、環境省委託事業者によるPDCAの実施に必要な協力を行うこと。

### ○留意事項3

#### 特別提案事業の内容・応募方法等

従前とは異なる、より先進的な取組の創出を支援する観点から特別提案事業の提案を受付します。特別提案事業の内容・応募方法等は以下のとおりです。

（内容・応募方法等）

#### ① 特別提案事業の内容

特別提案事業とは、下記の要件をすべて満たす事業です。特別提案事業の採択者には、その実施費用として、補助経費を加算します（以下③参照）

- ア 双方向体験交流型（別添資料4（訴求手法のカテゴリー）参照）の事業であること。  
また、持続可能な社会づくりに向けた、効果的かつ自発的な行動変容やワークスタイルの選択を促す取組の拡大・定着を図る内容が含まれていること。
- イ 新規性のある事業であること（本補助事業で例年行っている定期的な事業（毎年行っている環境イベントへの出展等）でないこと。ただし、例年行っているイベントへの出展等であっても、新規要素があり、下記ウに該当すると認められる場合にはこの限りではない。）。
- ウ 事業内容が創意工夫に富んだものであること。

#### ② 特別提案事業の採択要件

- ア 応募申請内容に対する審査において、別表第3に示す審査結果がA評価であること
- イ 特別提案事業が上記①の要件をすべて満たしていること

#### ③ 特別提案事業の提案方法

<応募>

特別提案事業の採択を希望する場合、事業計画書を追加して必要情報を記入してください。

具体的には、特別提案事業の実施計画を様式2-2に、積算内訳を様式3の<特別提案事業費>欄に記載してください。

※特別提案事業の提案を行わない場合、当該欄は記載する必要はありません。

<審査>

応募申請内容に対する審査結果がA評価であった応募者の特別提案事業のみ、その採択の可否を審査します。

特別提案事業の採択者には、別表第2の3の基準額に、特別提案事業の実施費用として、実施計画及び積算内訳の内容に応じて別表第2の4の加算額（最大85万円）を

加算します。

※応募申請に対する審査結果がB又はC評価の場合、当該応募者の特別提案事業については審査・採択されませんので、予めご了承ください

## 4. 補助金の交付方法等

### (1) 補助事業者の選定方法

公募を行い、採択します。

### (2) 審査方法

#### <事前審査>

応募書類を基に以下のポイントで事前審査を行い、すべてを満たしている事業について本審査を行います。

- ・ 必要な応募書類が揃っていること。
- ・ 応募書類に審査に必要な事項が記載されていること。

#### <本審査>

事前審査を通過した事業について、以下①の審査に②の評価を加味し、補助事業費の範囲内で補助事業の採択を行います。

#### ① 審査委員会で承認された方法による審査

応募申請者より提出された実施計画書等をもとに、外部有識者等からなる審査委員会で承認された方法で審査を行います。

別添1に示す審査基準は、審査委員会にて決定されますが、「審査ポイント」は以下のとおりです。

#### 【審査ポイント】

ア 事業の内容が、2.(1)対象となる補助事業の内容及び要件 に示した内容であること。

イ 「COOL CHOICE」の普及や推進等に協力する内容が盛り込まれていること。また、持続可能な社会づくりに向けた、効果的かつ自発的な行動変容やワークスタイルの選択を促す取組の拡大・定着を図る内容が含まれていること。

ウ 事業効果の目標（アウトプット、アウトカム）として、当該補助事業による、エネルギー起源CO2排出削減量及びCOOL CHOICE賛同数などが、算出方法と共に具体的に示されていること。また、目標設定に当たりPDCAを活用し、前年度より高い目標を設定していること。

エ 地域センターの前年度事業実績に関するPDCA評価シートが添付されており、PDCAサイクルによる計画の改善が示されていること。

オ 取組のテーマが明確であり、当該テーマに応じた適切なメッセージ、実施時期、訴求対象、訴求方法の4つが具体的に記載されており、地域の住民や企業・団体等に自発的かつ持続的な取り組みを促すために効果的な事業内容であること。次の要件を満たす場合は、加点することとする。

- ・ 購買選好の変化（省エネ家電・省エネ住宅・エコカー）等、持続可能な社会づくりに向けた、効果的かつ自発的な行動変容やワークスタイルの選択を促す普及啓発テーマとする事業が含まれていること。
- ・ 事業実施に際し、関連する地域の企業・団体等と連携するものであること。

- ・ 事業実施に際し、参加者の理解・体験を結びつける取組が含まれていること。
- ・ 環境問題に対する関心が低い層にもアプローチする観点から、環境問題を主なテーマとしないイベントやネットワークと連携した取組を行うこと。
- ・ 従来のイベント的な内容に限らず、WEB や地域メディア等を活用して体験型の要素を組み入れる等の工夫をしたものであること。

カ 地域循環共生圏\*に資する以下のような内容を含む事業には加点することとする。

- ・ 地域課題を定義の上、地域のステークホルダー（利害関係者）を巻き込み、地域課題の解決につながる施策を実施する
- ・ 持続可能な範囲で地域資源を活用し、地域経済で循環する資金を拡大する仕組みを構築する
- ・ 近隣地域と連携し、その地域の人材、資金、自然資源等を有効に活用しあって相乗効果を得ることで地域の活性化を図る

\*: 各地域がその特性を活かした強みを発揮し、地域ごとに異なる資源が循環する自立・分散型の社会を形成しつつ、それぞれの地域の特性に応じて近隣地域等と地域資源を補完し支え合う考え方（出典：「平成 30 年版 環境・循環型社会・生物多様性白書」）

## ② 指定自治体の評価

令和元年度に本補助金の交付を受けた応募申請者については、前年度事業の完了実績報告書に対して指定自治体から受けた事業評価を点数換算し、上記①の採点に加算します。

なお、前年度に本補助金の交付を受けていない応募申請者については、該当する応募申請者の加点の平均点を上記①の採点に加算します。

※上記審査結果を踏まえ、別表第 3 に示す審査結果に応じた評価付けを行います。

## <特別提案事業の採択審査>

上記本審査の結果、通常事業の評価が A であった応募申請者の特別提案事業について、採択審査を行います。採択には以下の要件をすべて満たしている必要があります。

### 【特別提案事業の要件】

- ア 双方向体験交流型（別添資料 4（訴求手法のカテゴリー）参照）の事業であること。また、持続可能な社会づくりに向けた、効果的かつ自発的な行動変容やワークスタイルの選択を促す取組の拡大・定着を図る内容が含まれていること。
- イ 新規性のある事業であること（本補助事業で例年行っている定期的な事業（毎年行っている環境イベントへの出展等）でないこと。ただし、例年行っているイベントへの出展等であっても、新規要素があり、下記ウに該当すると認められる場合にはこの限りではない。）。
- ウ 事業内容が創意工夫に富んだものであること。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、公募締切から原則として2週間以内に全国ネットより通知します。

(4) 交付申請

採択の通知を受けた補助事業者は、補助金の交付申請書を提出していただきます(申請手続等は交付規程を参照願います。)。その際、本補助金の対象となる費用は、原則として、2.(5)の実施期間に行われる事業で、かつ当該期間中に支払が完了するものとします。

(5) 交付決定

全国ネットは、提出された交付申請書の内容について以下の事項等に留意しつつ審査を行い、本補助金の交付が適当と認められたものについて交付の決定を行います。

- ア 交付申請に係る補助事業の実施計画が整っており、事業が確実に行われる見込みであること。
- イ 補助対象経費には、国からの他の補助金(負担金、利子補給金並びに適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に規定する資金を含む)の対象経費を含まないこと。
- ウ 交付申請書の記載事項が採択された事業内容と合致していること。
- エ 補助対象経費以外の経費を含まないこと。

(6) 補助事業の開始

補助事業者は、全国ネットからの交付決定を受けた後に、事業を開始していただきます。補助事業者が他の事業者等と委託等の契約を締結するに当たっての原則は、以下のとおりです。

- ア 契約・発注日は、全国ネットの交付決定日以降であること。
- イ 補助事業の遂行上著しく困難又は不相当である場合を除き、競争原理が働くような手続によって委託先を決定すること。
- ウ 「2.(5) 事業実施期間」に行われた委託等に対して、当該期間中に対価の支払い及び精算が行われること(補助事業者に対して、補助事業に要した経費の請求がなされた場合を含む。この場合は、実績報告書に請求書を添付することで可とし、補助事業者は補助金を受領した日から原則として2週間以内に領収書を全国ネットに提出することとする。)

(7) 補助事業の計画変更

補助事業者は、事業内容を変更しようとするときは、必要に応じて計画変更承認申請書を全国ネットに提出し、その承認を受けなければなりません。なお、当該承認に際しては、必要に応じて交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することがあります。

なお、計画変更申請が必要となる場合は以下のとおりです。

補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

- ・補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合。
- ・事業効果に関係がない事業計画の細部の変更である場合。

また、「3. ○留意事項1 感染症予防の観点からの配慮等について」で示したように、当初計画を変更せざるを得なくなる場合には、できるだけ早く御一報ください。

(8) 補助金の経理等

補助事業の経費に関する帳簿と全ての証拠書類（見積書、発注書、契約書、請求書、領収書等支払を証する書類等、経費に係る書類）は、他の経理と明確に区分して管理し、常にその書類を明らかにしておく必要があります。

これらの書類は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供せるよう保存しておく必要があります。

(9) 中間検査の実施

全国ネットは、「2. (5) 事業実施期間」中の適当な時期に中間検査を実施します。

補助事業の事業計画（事業期間内に開始し・終了する見込みであるか、補助目的に適合しているか等を含む。）に基づいて事業が行われているかはもちろんのこと、経理処理が適切に行われているかについても確認します。具体的には、以下のことが遵守されているか確認を行います。

<検査の項目>

- ア 計上されている経費は、補助事業に必要な経費か。
- イ 当該事業期間中に発生しており、かつ支払いが行われ、又は行われる見込みであるか。
- ウ 他の資金と混同して使用していないか。
- エ 法令や内部規程等に照らして適正か。
- オ 経済性や効率性を考慮して経費を使用しているか。
- カ その他

(10) 完了実績報告及び補助金の確定

補助事業者は、補助事業完了後30日以内又は事業実施年度の3月10日のいずれか早い日までに完了実績報告書を全国ネットに提出していただきます。

全国ネットは、補助事業者から上記完了実績報告書が提出されたときは、書類審査及び必要に応じて現地調査等を行い、事業の実施結果が交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を決定し、補助事業者に交付額の確定通知を行います。

(11) 補助金の支払い

補助事業者には、全国ネットから交付額の確定通知を受けた後、精算払請求書を提出していただきます。全国ネットは、その内容を確認した上、適当と判断した場合は補助金を支払うこととなりますが、交付決定額以上の経費が生じた場合でも、交付決定額を超えた分の経費をお支払いすることはできませんので注意してください。

(12) 不正に対する交付決定の解除等

応募書類に虚偽の内容を記載した場合および事実と異なる内容を記載した場合は、事業の不採択、採択の取消、交付決定の解除、補助金の返還等の措置をとることがあります。

(13) 個人情報の取り扱い

提出いただく情報のうち、「個人情報」に該当する情報については、全国ネットが、個人情報の保護のために必要なセキュリティ対策を講じ、適切に取扱います。

具体的には、以下のように対応します。

ア 個人情報の取扱いは、全国ネットの「個人情報保護規程」に従って対応します。規程については、全国ネットのウェブサイトをご確認ください。

イ 提出いただいた個人情報は、補助金の運営管理のための連絡等の目的に利用（環境省への提供を含む。）し、この目的の範囲を超えて、当該個人情報を利用することはありません。

(14) その他

(1) から (13) までのほか、必要な事項は交付規程に定めますので、これを参照してください。また、本事業のスケジュールは、別紙4のとおり予定しています。

## 5. 応募申請方法等

(1) 応募申請書類

応募申請に当たり提出が必要となる書類は、次のとおりです。

応募申請書類のうち、ア～ウまでについては、必ず各様式の電子ファイルを全国ネットのウェブサイト (<https://www.zenkoku-net.org/>) からダウンロードして作成するようお願いいたします。

ア 応募申請書【様式1】

イ 実施計画書【様式2】

※実施計画書における各欄は必ず記載し、漏れのないようにすること。

※前年度に本補助金の交付を受けた者は、同年度事業で作成したPDCAシート（自己事業評価シート）を添付すること。

※温対法に基づく地域センターであることを証する行政機関から通知された許可書等の写しを添付すること。

ウ 経費内訳【様式3】

※金額の根拠が分かる書類（見積書又は計算書等）を参考資料として必ず添付すること。

エ 事業者のパンフレット等、業務概要がわかる資料及び定款又は寄附行為に関する資料。

オ 事業者の経理状況説明書（直近2決算期の貸借対照表及び損益計算書（応募の申請時に、法人の設立から1会計年度を経過していない場合には、申請年度の事業計画及び収支予算を、法人の設立から1会計年度を経過し、かつ、2会計年度を経過していない場合には、直近の1決算期に関する貸借対照表及び損益計算書を提出すること。）

カ 定款、申請者の組織概要等添付を指定されている書類

キ 指定自治体による事業評価

※令和元年度に本補助金の交付を受けた者のみ

ク その他事業内容を説明するための補足資料

(2) 受付期間

令和2年4月23日(木)から5月21日(木) 17時必着

(3) 提出部数

(1)の書類を各1部、電子データでEメールに添付して提出してください。また、(1)の書類ア〜ウについては、各1部を紙媒体で郵送でも提出してください。なお、提出いただきました応募申請書類は返却しませんので、写しを控えておいてください。

(4) 提出方法

(3)の応募申請書類(紙)を、郵送により(5)の提出先へ提出してください(書留郵便等の配達記録が残る方法に限ります(上記受付期間内に必着のこと))。

提出書類は、封書に入れ、宛名面に、応募事業者名及び「令和2年度地域における地球温暖化防止活動促進事業応募書類」を朱書きで明記してください。

(5) 提出先

一般社団法人地球温暖化防止全国ネット

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町1-12-3 第一アマイビル4階 補助事業担当 宛

TEL : 03-6273-7616 FAX : 03-5280-8100

(6) 公募説明会の開催

新型コロナウイルス感染拡大の影響に鑑み、公募説明会は開催いたしません。

別表第 1

1 補助事業	2 補助対象経費	3 基準額	4 補助率
地域における地球温暖化防止活動促進事業	補助事業を行うために必要な人件費及び業務費（賃金、諸謝金、旅費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、雑役務費、使用料及び賃借料、消耗品費）並びにその他必要な経費で全国ネットが承認した経費（補助対象経費の内容については、別紙 1 に定めるものとする。）	指定自治体の区分に応じた額（都道府県：425 万円、政令指定都市：425 万円、中核市：325 万円） × 審査結果に応じた係数	9/10

別表第 2

補助金所要額の算定方法
<p>1 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。</p> <p>2 別表第 1 に掲げる補助対象経費について、審査委員会で付帯条件がある場合は、これに基づく対象外経費を引いた額を補助対象経費とする。 同一都道府県内で複数の地域センターがある場合、事業実施地域の重複を排除する。（申請にあたっては事前に地域センター間で調整を行うこと。）</p> <p>3 指定自治体の区分に応じた額（都道府県：425 万円、政令指定都市：425 万円、中核市：325 万円）を設定し、別表第 3 の A・B・C 評価に応じた係数（A・B：1.0、C：0.8）を乗じて基準額を算出する。なお、特に先進的な取組など他の地域センターの参考となるような事業については、これらを推進することが全国的な地球温暖化対策の底上げにつながることから、申請額を勘案した上で基準額に加算する場合がある。</p> <p>4 別表第 3 の評価が A であり、特別提案事業に採択された場合、特別提案事業を実施するための経費（最大 85 万円）を基準額に加算する。</p> <p>5 2 で算出した補助対象経費と 3・4 で算出した基準額とを比較して、少ない方の額を選定する。</p> <p>6 1 により算出された額と 5 により算出された額とを比較して、少ない方の額に補助率を乗じたものを補助金所要額とする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p>

別表第 3

審査結果に応じた評価について
<p>審査委員会で承認された審査基準（審査基準案は P16 参照）に基づく今年度の事業計画に対する採点に、指定自治体による評価を点数換算し加算（※）して算出した審査結果に応じて、A・B・C のランクで評価し、別表第 2 の基準額算定に用いる。</p> <p>（※）前年度事業の完了実績報告書を基にした指定自治体による評価を点数換算し、今年度の事業計画に対する審査に最大 20 点加算します。なお、前年度に本補助金の交付を受けていない応募申請者については、該当する応募申請者の加点の平均点を加算することとします。</p>

## 別紙 1

## 補助対象経費の内容

1 費目	2 細分	3 内 容
人件費	人件費	事業に直接従事した者の人件費をいい、内訳表で計上した人日数の根拠として、出勤簿、業務時間管理簿を必ず備えておくこと。
業務費	賃金	事業を行うために必要な労務者に対する給与をいい、雇用目的、内容、人数、単価、日数及び金額がわかる資料を添付すること。
	諸謝金	事業を行うために必要な会議等に出席した外部専門家に対する謝金をいう。
	旅費	事業を行うために必要な交通移動に係る経費をいい、目的、人数、単価、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
	印刷製本費	事業を行うために必要な資料等の印刷に係る経費をいう。
	通信運搬費	事業を行うために必要な郵便料等通信費をいう。
	手数料	事業を行うために必要な支払いを銀行振込等で行う場合に発生する手数料をいう。
	雑役務費	事業を行うために必要な派遣職員等役務の提供を受けた対価をいう。
	使用料及び賃借料	事業を行うために必要な会議に係る会場使用料や測定機器のレンタル費用（借料）をいい、目的、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
	消耗品費	事業を行うために必要な事務用品等消耗品の購入に係る経費をいい、用途目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。

### 暴力団排除に関する誓約事項

当法人は、下記のいずれにも該当しません。また、当該契約満了までの将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、申請書の提出をもって誓約します。

#### 記

- (1) 法人の役員等（役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

### 補助事業における利益等排除について

自社調達を行う場合には、調達価格に含まれる利益を排除しなければなりません。

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達等に係る経費がある場合、補助対象経費の実績額の中に補助対象者自身の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。このため、補助事業者自身から調達等を行う場合は、原価（当該調達品の製造原価※）をもって補助対象経費に計上します。

※補助事業者の業種等により製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合があります。

### 事業実施スケジュール

補助事業のスケジュールは、以下のとおり想定しています。

事業実施スケジュール

	4月	5月	6月	7月～ 12月	1月	2月	3月
公募準備 (交付規定、公募要領)	■						
専用ウェブサイト立上、運用	■						
公募予告(4月上旬)	▽						
補助事業公募(4/23-5/21)		■					
審査委員会		審査基準 ▽	採択候補 ▽				
応募案件審査、採択決定			局長協議 ■				
交付申請受付、交付決定通知			■				
補助事業実施			■				
中間検査				中間検査(11月)▽			
実績報告作成、提出受付						■	
交付額確定、補助金支払い							■

**【スケジュールに関する注意事項】**

- 補助事業としての事業の実施（委託等の契約行為を含む）は、交付決定後となります。
- 本補助事業については、年度内に精算処理を行うことが必要なことから、事業期間は2月末日までとなります。
- 本スケジュールは現状での想定であり、今後の状況の変化で変わる場合があります。

別添1 審査基準及び採点表（案）

（案）

「地域における地球温暖化防止活動促進事業」補助の公募に係る審査基準及び採点表

（1）事業計画に対する審査

審査項目	審査基準	評価	
		配点	得点
実施計画書の事業内容		配点	得点
①	【地球温暖化対策推進法第38条第2項に記載の各活動について】 温対法に規定された活動項目ごとに、実施内容が具体的に記載されている。	10	
②	【地球温暖化対策推進法第38条第2項に記載の各活動について】 温対法に規定された活動項目ごとに、前年度事業に関するPDCAサイクルを活用した評価が実施されて、その結果を踏まえた計画の改善がなされている。 ※今年度新規に補助事業を実施する場合は、計画内容が妥当である。	20	
③-1	【地球温暖化対策推進法第38条第2項第1号前段の活動（広報・啓発）】 実施予定の各活動について、効果的に事業を実施するための工夫として、訴求テーマに応じた適切なメッセージ、時期、主要な訴求対象、訴求方法の4つが具体的に記載されている。また、感染症予防の観点からの配慮等についても記載されている。	10	
③-2 加要素 ③-1の外数として、最大10点を加算	購買嗜好の変化（省エネ家電・省エネ住宅・エコカー）等、持続可能な社会づくりに向けた、効果的かつ自発的な行動変容やワークスタイルの選択を促す普及啓発テーマとする事業が含まれていること	加算2	
	事業実施に際し、関連する地域の企業・団体等と連携するものであること	加算2	
	事業実施に際し、参加者の理解・体験を結びつける取組が含まれていること	加算2	
	環境問題に対する関心が低い層にもアプローチする観点から、環境問題を主なテーマとしないイベントやネットワークと連携した取組を行うこと	加算2	
	従来のイベント的な内容に限らず、WEBや地域メディア等を活用して体験型の要素を組み入れる等の工夫をしたものであること	加算2	
④	事業実施による効果の目標として、エネルギー起源CO2排出削減量が具体的な算出方法とともに示されている。また、設定にあたりPDCAを活用し、昨年度より高い目標を設定している。 ※今年度新規に補助事業を申請する場合は、算出方法が妥当である。	10	
⑤	事業実施による効果の目標として、COOL CHOICE賛同者数が具体的な普及方法とともに示されている。また、設定にあたりPDCAを活用し、昨年度より高い目標を設定している。 ※今年度新規に補助事業を申請する場合は、算出方法が妥当である。	5	
⑥	本年度、指定自治体から受託あるいは交付決定を受けた又は予定している事業がある。	5	
⑦	事業の実施スケジュールは適正である。	5	
⑧	事業の経費内訳は適正である。	5	
⑨	地域における地球温暖化防止活動として、事業の効果を拡大するための特長的な工夫がなされている。	5	
前年度の事業実績			
⑩	目標設定したエネルギー起源CO2排出削減量が、計画通りに達成された。	20	
⑪	目標設定したCOOL CHOICE賛同者数が、計画通りに達成された。	20	
⑫	前年度事業の進捗管理・効果検証が適切に行われなかった場合は、減点することとする。 ※今年度新規に補助事業を実施する場合は、当該基準の評価は除く。	減点12	
地域循環共生圏に資する下記のような内容を含む事業には加算することとする。			
⑬ 加要素	地域課題を定義の上、地域のステークホルダー（利害関係者）を巻き込み、地域課題の解決につながる施策を実施する。	加算5	
	持続可能な範囲で地域資源を活用し、地域経済で循環する資金を拡大する仕組みを構築する。		
	近隣地域と連携し、その地域の人材、資金、自然資源等を有効に活用しあって相乗効果を得ることで地域の活性化を図る。		
合計		103-130点	点